

徳島県告示第七百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県青少年センター共同事業体

徳島市東大工町一丁目九番一号

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで